



正しい食品表示をするための お菓子の表示チェックシート



☆必要な表示を確認しましょう！

ケース1 包装されたお菓子を製造場所以外で販売する場合

一括表示が必要です。このチェックシートで記入漏れがないか確認しましょう。

ケース2 包装されたお菓子を製造場所で直接販売する場合

原材料名、内容量、栄養成分表示、食品関連事業者、原料原産地名を省略することができます。
名称、アレルギー、添加物、保存方法、消費期限又は賞味期限、製造者は省略できません。

まずは、どこに
当てはまるか
チェックまる！



ケース3 あらかじめ包装せず(注文に応じて容器に詰めるものも含む)販売する場合

ケース4 設備を設けてその場で飲食させる場合

ケース3及び4は、食品表示基準の対象ではないため、食品表示は必要ありません。

ただし、消費者からの問い合わせ(アレルギーや保存方法など)には答えられるようにしておく必要があります。

☆表示の項目と注意点

項目	チェック内容	チェック
① 名称	商品の内容を示す、一般的な名称か。(商品名ではありません。)	☐
② 原材料名 原料原産地名	使用した原材料が重量順に表示されているか。	☐
	最も多い原材料に原産地が表示されているか。 ※生鮮食品：●●産(例 卵(栃木県産)) 加工食品：●●製造(例 小麦粉(栃木県製造))と表示します。 ※もち、だんご、米菓は、米トレーサビリティ法に基づき、表示や掲示等で使用した原材料米の産地情報を正確に伝達する必要があります。	☐
③ 添加物	原材料と区別して表示されているか。	☐
④ アレルギー	個別表示若しくは一括表示で適切に表示されているか。 ※一括表示の場合は、「一部に○○・△△を含む」と表示します。 ※特定原材料(義務表示)：9品目(えび・カシューナッツ・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生(ピーナッツ)) 推奨表示については裏面を確認してください。	☐
⑤ 内容量	グラムや個数などの単位を明記して表示されているか。 ※内容量を外見上容易に判別できるものについては省略ができます。	☐
⑥ 消費期限/ 賞味期限	年月日が表示されているか。	☐
⑦ 保存方法	食品の特性に従って、「要冷蔵(10℃以下で保存)」等と表示されているか。	☐
⑧ 食品関連事業者	表示責任者(製造者、加工者、販売者等)の氏名又は名称及び住所が表示されているか。	☐
⑨ 製造所・製造者	製造所の所在地と製造者の氏名又は名称が表示されているか。(⑧と同一の場合は不要) ※屋号のみの表示は認められません。	☐
⑩ 栄養成分表示	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量が適切に表示されているか。 分析値以外の方法で算出した場合は、「推定値」や「この表示値は、目安です。」と表示されているか。	☐
⑪ 文字の大きさ	一括表示や栄養成分表示が、8ポイント以上の大きさの文字で表示されているか。(容器包装の表示可能面積が150cm ² 以下の場合は5.5ポイント以上)	☐

【表示例1 クッキー】

①名称	焼き菓子
②原材料名 (原料原産地)	小麦粉(国内製造)、バター、チョコレートチップ(砂糖、植物油、ココアパウダー、カカオマス、全粉乳)、砂糖、食塩、シナモン粉末/膨張剤、乳化剤(大豆由来)、香料、着色料(カロテン)
③添加物	
④アレルゲン	
⑤内容量	10枚(2枚×5袋)
⑥賞味期限	令和〇年〇月〇日
⑦保存方法	直射日光、高温多湿を避け保存
⑧⑨製造者	栃木 太郎(●●菓子店) 栃木県〇〇市△△ ×-×-×

⑩栄養成分表示 (1枚(Og)当たり)	
熱量	〇〇 kcal
たんぱく質	〇〇 g
脂質	〇〇 g
炭水化物	〇〇 g
食塩相当量	〇. 〇 g



【表示例2 プリン】

①名称	洋生菓子
②原材料名 (原料原産地)	牛乳(国内製造)、クリーム(乳成分を含む)、砂糖、ぶどう糖果糖液糖、卵黄(卵を含む)、植物油、ゼラチン/乳化剤、カラメル色素、香料
③添加物	
④アレルゲン	
⑤内容量	100 g
⑥消費期限	令和〇年〇月〇日
⑦保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)
⑧⑨製造者	栃木 太郎(●●洋菓子店) 栃木県〇〇市△△ ×-×-×



<アレルゲン表示>

繰り返しになる特定原材料等は表示を省略することができます。

表示例1,2では**個別表示**(代替表記、拡大表記含む)、表示例3では**一括表示**の例を記載しています。

代替表記や拡大表記については、消費者庁ホームページ等で確認してください。

【ここも注意！ アレルゲン表示について】

表示の対象となるアレルゲンは、表面に記載した表示を義務付けるもの(特定原材料)9品目と、表示を推奨するもの(特定原材料に準ずるもの)20品目の2種類があります。

特定原材料に準ずるものについては、表示を欠く場合、使用していないのか、使用しているが表示していないのか、正確に判断することが難しいため、アレルゲンを含む表示の対象が「特定原材料9品目」か「特定原材料に準ずる20品目を含む29品目」のいずれであるかを表示するよう努めてください。

【特定原材料に準ずるもの：20品目】

アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・ pistachio・豚肉・マカダミアナッツ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

【表示例3 せんべい】※栄養成分表示については表示例1-⑩を参照してください。

①名称	米菓
②原材料名 (原料原産地)	うるち米(栃木県産、米国産)、植物油、砂糖、しょうゆ、でん粉、海苔、食塩、水あめ/調味料(アミノ酸等)、乳化剤、着色料(パプリカ色素、カラメル)、ソルビット、香辛料抽出物、(一部に小麦・大豆を含む)
③添加物	
④アレルゲン	
⑤内容量	30枚
⑥賞味期限	令和〇年〇月〇日
⑦保存方法	直射日光、高温多湿を避け保存
⑧⑨製造者	栃木 太郎(●●米菓) 栃木県〇〇市△△ ×-×-×



【ここも注意！ 特色のある原材料の表示について】

「栃木県産米使用」のように、特色のある原材料を使用していることを強調したい場合は、当該部分にその使用割合を表示する必要があります。(ただし、その割合が100%である場合にあっては、割合の表示を省略することができます。)

※チョコレート類、チョコレート利用食品、ビスケット類、観光土産品は「公正競争規約」があり、名称などについて規定されていますので、併せて御確認ください。